

水力発電の導入加速化補助金（水力発電の事業初期段階における支援事業（初期調査等支援事業）のうち水力発電の事業性評価に必要な調査及び設計等を行う事業）
＜ ①水力発電事業性評価事業 ＞ 【二次公募】

• 補助対象経費

水力発電の事業性評価に必要な調査・設計等に要する経費（※）

および100m以上の調査に必要な作業道整備のための係る経費

※…地質調査、地形測量、流量調査、河川維持流量調査、社会環境調査、基本設計等

• 補助対象事業

対象事業：新設及びリプレイスする水力発電所

発電出力：20kW以上30,000kW未満 を見込むもの



電子申請（Jグランツ）により公募します。

なお、やむを得ない事情がある場合、電子メールでの申請を受け付けます

公募期間 令和4年10月26日（水）～ 令和4年11月28日（月）

水力発電の事業性評価に必要な調査・設計等を行う事業に
要する経費の一部を補助します。

事業期間

交付決定日～令和5年2月28日

単年度では事業完了が不可能である事業については、
最大2ヵ年まで複数年度事業として申請可能

締切から約1ヶ月後に交付決定を行う予定です。
交付決定日以降に初めて補助事業の開始（発注、
契約）が可能となります。

• 補助率

1/2以内

ただし、1発電所当たりの補助金の上限額は、原則として基本設計が補助対象に含まれる場合には2,000万円/年とし、含まれない場合には、1,000万円/年とします。

なお、作業道整備費については、調査費とは別に、上限額を1,000万円（ただし、15万円/10m（消費税は含まない）に距離（10m未満切り捨て）と補助率をかけた額を上限）とします。

• 補助対象事業者

自ら中小水力発電を実施予定の、

- 民間事業者等（法人及び青色申告を行っている個人事業者）
- 地方公共団体



詳細はホームページ・公募要領をご覧ください。 <https://suiryokuhojo.nef.or.jp/>

（*）水力発電の開発にあたってご不明な点等ございましたら、水力開発相談窓口をご活用ください。

https://suiryokuhojo.nef.or.jp/other/20220523_info.html

問い合わせ先：

一般財団法人 新エネルギー財団 水力地熱本部 水力普及促進部

TEL：03-6810-0371 FAX：03-6810-0370



一般財団法人 新エネルギー財団